入學。能入。能出

1 【入学】するとき

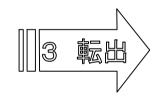
教育委員会から「9月1日現在の住民基本台帳」に基づき、翌年4月から就学されるお子さんのいる保護者宛に入学式までの日程についてお知らせが届きます。以下のような内容となります。

	送付日・実施日	内 容
1	9月中旬	「入学までの日程について(お知らせ)」送付
2	10 月中旬	「就学時健康診断実施のお知らせ」送付
3	11 月	「就学時健康診断(就学予定校)」実施
4	1月下旬	「入学通知書」送付
5	2月中旬頃	就学予定校で「入学児童生徒保護者会」開催
6	4月初旬	入学式 ※入学通知書を持参ください。

※中学校入学では、④~⑥のみとなります。







2【転入】するとき

- ①区役所市民課窓口で「住民異動届」を行ってください。
- ②窓口より「就学通知書」が交付されます。
- ③交付された「就学通知書」及び転出先の学校から渡された 「在学証明書」「教科書給与証明書」「児童氏名ゴム印」を持って、指定された学校で転入 手続きを行います。

保護者

住民政治院(長人)

各区役所









指定学校

3【転出】するとき

- ①転出することが決まりましたら、早めに学級担任へご連絡ください。
 - 「転学届」の用紙に記入していただきます。
- ②最終登校日に「**在学証明書」「教科書給与証明」「児童氏名ゴム印 (渡せるとき)**」及び 「**転校の手続きについて」**(各校によって違います)の用紙をお渡しいたします。 「**校納金」「給食費**」等の精算をさせていただきます。

また、「保護者用ネームプレート」の返却もお願いいたします。

③区役所市民課窓口で転出届(他市町村へ異動)または転居届(同一市町村内で異動)の 手続きをしてください。

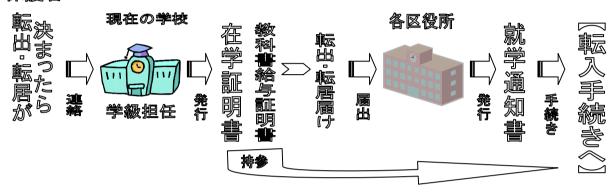
注意!!

住民票の異動に伴い、学籍が転校先の学校へ変更されることとなります。つまり、 今まで通っていた学校には通学することができません。

転出・転居が決まり住民票を異動される際には、事前に学級担任へご連絡をお願い いたします。

④以下転入手続きと同様となります。

保護者



4 [Q&A]

- Q. 入学前(3月)に転居することとなりました。どのような手続きが必要でしょうか?
- A. ①入学通知書が送付されてきた後で市内転居するのときは、区役所の所定の窓口に転居 届出をすることにより学区が変更となる場合には入学通知書が交付されます。指定さ れた学校へご連絡ください。
 - ②市外転居のとき 転居先の市町村役所にて転居届出し、指示を受けてください。
- Q. 指定された学校を変更したいのですが?
 - A. 教育委員会では、あらかじめ各学校に対応した地域区分を行い、児童生徒の住所に応じ それぞれ就学すべき学校を定めています。(この学校に通学すべき地域を「通学区域」と 呼んでいます。)

原則この指定された学校以外への就学は認められておりません。ただし①区域外就学 ②指定学校外就学という制度があり、許可基準を満たした場合には指定学校以外への就 学が認められます。

なおこの制度について詳しくお知りになりたい方は仙台市教育委員会までお問い合わせください。